

市民等の意見概要及び対応方針

市民等の意見概要及び対応方針

本設計の確定過程については、まず「(仮称) 広町緑地基本設計(素案) (以下、「基本設計(素案)」とする。)」を作成し、それに対して市民団体への説明会及び意見交換会を開催すると同時に、緑政審議会に図り、出た意見や要望を反映しながら「(仮称) 広町緑地基本設計(案) (以下、「基本設計(案)」とする。)」を作成した。そして、基本設計(案)確定後、市民説明会を3地区で開催し、そこで出た意見や要望を反映させながら、「(仮称) 広町緑地基本設計」を確定した。

基本設計(素案)に対する市民団体への市民説明会及び意見交換会、基本設計(案)に対する3地区での市民説明会のスケジュールは、以下の通りである。

基本設計(素案)市民団体への説明会及び意見交換会

月日	曜日	時間	場所		参加団体
2月28日	月	9時～10時	本庁舎	402会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉の自然を守る連合会 ・NPO法人鎌倉広町台峰の自然を守る会 ・鎌倉広町の森市民協議会 (なお、鎌倉もののふの道グランドワークトラストについては、参加できないとのことから資料のみ配布)
3月22日 (意見交換会)	火	9時～12時	本庁舎	201会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉の自然を守る連合会 ・NPO法人鎌倉広町台峰の自然を守る会 ・鎌倉広町の森市民協議会

基本設計(案)説明会 参加状況

月日	曜日	時間	場所		参加人数
5月13日	金	19時～20時	本庁舎	402会議室	5
5月15日	日	19時～21時	腰越学習センター	第4集会室	33
5月16日	月	19時～20時30分	レイ・ウェル鎌倉	第1集会室	1
合計					39

これらの市民説明会や意見交換会等で出た意見や要望の概要及び、それに対する対応方針については、次頁の通りである。

■基本設計(案)に対する市民等の意見の概要及び対応方針

※表中における「運営組織」は、「今後立ち上げ予定の市民主体の自立した運営組織」を示す

項目	意見の概要	基本構想・基本計画・基本設計(案)において明示	対応方針
基本計画について	・「基本計画資料編」の林床の保安全管理手法(P.38)は、放置管理ではなく優先的にササヤクス等の対策を行うように変更する。	指摘の保安全管理手法は、「二次林の中の林床」についてであると思われる。林床の保安全管理については、アズマネザサ・ツル植物・竹林等の場合(基本計画資料編、p39)、園路沿いの林床の場合(基本計画資料編、p41)等のいくつかのパターンがあり、その中でササヤクス等の優先的な対策については示している。	具体的な保安全管理については、モニタリングを行い、その結果について運営組織と協議しながら今後の実施設計に反映させる。
	・エコロジカルネットワークとは、神奈川県南東部に広がる緑地全体を指すもので、広町緑地はその全域がネットワークの西端を担う(あるいは、小動岬、片瀬山公園、川名緑地と東部の緑地との結節点となる)位置づけと見るべきである。計画に示したゾーンだけを取り上げて機能としては効果がないため、再度検討する。	本設計は、都市林の区域内についての計画であり、指摘の内容については、「神奈川新みどり計画」や「鎌倉市緑の基本計画」等のレベルで策定している。 本設計でのエコロジカルネットワークとは、①現存植生の分類が比較的「自然林」となっている範囲で、②周辺の「みどり」等に近接している場所をゾーンとして位置付けている。これは、計画地外に生息する生き物との連携の保安全も目的としている。そのため、計画に示したゾーンを保全することで、計画地外の周辺に生息している生き物とのネットワークは図ることができる。	「エコロジカルネットワーク形成のための樹林の保安全管理」を「計画地周辺の生きものとのエコロジカルネットワーク形成のための樹林の保安全管理」と追記する(基本設計(案)、p54)。
	・エコトーンの保全ゾーンは、個々の集水域がエコトーンを形成するように設定し、それぞれの保安全管理方法を計画する。	エコトーンの保全とは、湿地(水面・水辺)から樹林(草地・林縁)へと連続する環境を保全することが重要であり、そのゾーン区分や保安全管理手法は、基本計画作成の際に十分配慮して計画している(基本計画資料編、p2-28)。	集水域ごとの保安全管理手法は、モニタリング結果等を踏まえて、実施設計の段階で決めていく(基本設計(案)、p62)。
	・谷戸ごとのゾーンの定義を明確にする。	ゾーンの特性、役割、方針等は、基本構想(p20)及び基本計画(p31)で示している。	ご意見については、左記のとおり対応している。
	・環境教育について配慮してほしい。	環境教育については、基本計画において「都市林の活用」の中の、「都市林における環境教育」として明示している(基本計画、p41)。	基本設計は、具体的な施設等の計画であるため、環境教育については、基本計画で留めている。具体的な手法については、運営組織と協議しながら決めていく。
	・七里ガ浜小学校裏から浄水場裏に至る道は、現行の道を生かしてほしい。	基本計画確定時にも示したとおり、ルートは都市林区域外にあることから、図面から削除している。	供用については利用状況等を勘案して土地の管理者(七里ガ浜水質浄化センター)と調整する。
	・七里ヶ浜側から高齢者でも出入りできる出入り口の設置。	新しい出入口については、基本構想で検討したとおり「自然環境に配慮し、既存のみちを活用した動線」とすることを前提としているため、大規模造成を伴うような新規の出入口は設置しない。	ご意見については、左記のとおり対応している。
	・園路は、より短く、細くしてほしい。	基本構想の動線計画(基本構想、p19)を踏まえ、身障者等も利用できる園路は、計画地を周回できるようにすることに配慮した。基本計画では、更に検討し、規模を縮小している。	園路の整備にあたっては、一部試験施工に対するモニタリングを行い、その結果について運営組織と協議しながら今後の実施設計に反映させる。
	・基本設計(案)19頁の竹ヶ谷入り口付近は見直してほしい。		
	・竹ヶ谷の通称二本橋下流の湿地を横切る木道の準主動線は、環境負荷が大きいため変更してほしい。		
前提	・個々の施設は、実際の保安全管理や利用動向を踏まえて配置等の計画をするという方針を明確にする(ゾーンごとの保安全管理方針に基づく施工、モニタリングに基づく施工、保安全管理主体を明確にした後の施工等を、事業スケジュールにおける施設整備の方針として示す)。	施設計画は、基本計画において、保安全管理や活用(市民団体等の活動状況)を踏まえながら立案し、基本設計は、それに基づいて具体的な施設等について計画している。 また、施設整備に際しては、モニタリングを行いながら実施設計に反映させ、保安全管理主体については、一部施行を行いながら立ち上げていくことを示している(基本設計(案)、p1)。	ご意見については、左記のとおり対応している。
	・P.1事業スケジュールの図の「市民運営組織」「モニタリング」「一部試験施工」などの関係を、もう少し分かりやすく整理する。		「運営組織」「一部試験施工」は、「モニタリング」を行いながら、実施していくフローに変更する。
基本設計全体	・「谷戸的」、「農的」という表現を「里山」という表現に変更する。	里山とは「多様な植生や地形等の自然や人の営み(農業)などによって形成される空間・景観」と考える。基本設計(案)では、この里山の中で、自然に関わるものを「自然的」、人工(農業・人の営み)に関わるものを「農的」と区分けして計画した。	サイン計画における区分けを表現しており、現行のままの表現とする。
	・計画立案は、ゾーニングを前提に行う。また、一律に「環境に配慮する」というだけでなく、各ゾーンの保安全管理方針を踏まえるべきである。	基本構想・基本計画・基本設計いずれにおいても、施設計画、樹林地・湿地の保安全管理計画などは、自然環境の保全に配慮しながら必要に応じてゾーニングを設定し、計画している。	「自然環境の保全に配慮しながら」という記述に関しては、項目に応じた例を適宜追加する。
	・基本設計の構成の順序を変更する(施設計画と保安全管理計画の順序を入れ替える)。 ・構成として、中心的存在である樹木・湿地をどうするか先ずあり、それから必要な道とか工作物が考えられるのが普通ではないでしょうか。逆のような気がします。	基本計画において、「保全・活用のための施設計画」は、「保全・活用計画」に基づいて行った。 基本設計(案)は、この基本計画で検討した施設等について、具体的に計画している。そのため、基本設計(案)は、計画地の保全・活用を踏まえた計画である。	ご意見については、左記のとおり対応している。
施設計画	・「施設計画」という表現を「保全・活用のための施設計画」に変更する。		「IV.施設計画」を「IV.保全・活用のための施設計画」に変更する。
	・「サイン」という表現を「標識」に変える。		「サイン」についての説明を追記する。
	基本計画の時の約束通り、広町からは物はいれない、出さないという思想(循環型)のもとで事業を進めていただきたい。	循環という方針は、基本計画において「発生した材は、極力計画地内で処理する(リサイクル)方針」と示している(基本計画、p22)。	具体的な方法等については、運営組織と協議しながら決めていく。
	・基本設計概要版(p3)のデザインの方針において、「間伐材等の自然素材を使用し、周囲の風景に溶け込むようにする」という方針を追加する。	施設のデザイン方針は、基本設計(案)の中で、下記の点を示している(基本設計(案)、p17)。 ・樹林の保安全管理による発生材等を用いる ・設置する場所に調和したデザインとする	ご意見については、左記の方針の内容の中で包括される。

項目	意見の概要	基本構想・基本計画・基本設計(案)において明示	対応方針
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画での動線の配置や各種施設の必要性もまた、ゾーニングおよび各ゾーンの保安全管理方針に基づいて検討すべき(例えば、橋や護岸の計画は、一律に環境に配慮するというだけでなく、各施工場所のゾーンの保安全管理方針を踏まえて計画する)。 	基本構想・基本計画・基本設計(案)いずれにおいても、施設計画、樹林地・湿地の保安全管理計画等は、自然環境の保全に配慮しながら必要に応じたゾーニングを設定し計画している。なお、橋や護岸の計画についても、基本計画で設定した「各ゾーン方針」及び「保全・活用のための施設整備計画」に基づいて作成している。そのため、各施工場所のゾーンの保安全管理方針は、踏まえている。	「自然環境の保全に配慮しながら」という記述に関しては、項目に応じた例を適宜追加する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池の効果について、更なる検討を行う。 ・ストック池は、設置しない方向での全面見直しを要望する。 ・ストック池の設置は、田んぼとの関係を踏まえて検討する(ストック池1、2、3)。 ・ストック池1～3は、御所谷入口の谷戸の景観を大きく変えるものであり、かつ、必要性の根拠が弱い、湿地帯の復元の観点から検討してほしい。 	ストック池は、種の避難池の機能だけでなく、下記の機能も備えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の水路に生息する生き物が、大雨時に計画地外に流出しないための種のストック場所 ・水田等の耕作時に必要な水を供給する役割 ・湿潤な湿地を保全するための水の供給源の役割(湿地の乾燥化防止対策) ・新たな開放水面の確保による、トンボの生息地や水鳥の新たな休息地や餌場の創出 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池4は市民説明会でもホトケドジョウ生育環境悪化の疑問が提起されており、水深を含めた再検討が必要。 	水深については、ホトケドジョウ・ホタル等の注目種のみを対象とした場合、20～30cm程度で適当である。しかし、ストック池は、注目種の避難地としての機能の他に、「水田等への耕作に必要な水の供給」「多様な自然環境の創出」等の機能も備えている。そのため、沈水植物・葉浮植物等の水生植物が生育できる環境をつくる必要がある。また、計画地は、地形の形状の特性から上流部からの土砂の流入があるため、陸地化しやすい環境にある。	整備にあたっては、一部試験施工に対するモニタリングを行い、その結果について運営組織と協議しながら今後の実施設計に反映させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池4については、深さを1mから20cm以下に変更してはと考える。 	そこで、ストック池の水深は、最深部で80cm程度必要である。なお、現在の水筋は変えないため、上流部の水路の流量・流速等は変化しない。ただし、水際は、子供が親水する可能性もあるため、水深は10～20cm程度し、それより深くなる場所には杭等を設置し、利用上の安全面に配慮している(基本設計(案)、p68)。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池4、5については、周囲の乾燥化を促進すると思われる。 	ストック池の整備は、現在の水筋を改変しない。概念としては、現在の水筋の途中に深場を設け、保全・活用のためにある程度の水量を確保するものである。流末は現在と同じである。そのため、ストック池に水を引き込むことで、その上流部の既存の水路の水量や流速が大きく変わり、そこからの水の染み出しが減少して乾燥化が進むということは、考えられない。また、現在の湿地に染み出している水は、水路からよりも、各集水域にある樹林地からの染み出しの方が多い。そのため、湿地への水の染み出しを確保するためには、適切な樹林の保安全管理が重要である。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池1、3、4は、(本流をせき止めるのでなければ)生物の流出防止の効果があるのかどうか疑問である。また、降雨期以外には水が淀んでしまうと思われる。 	ストック池1、3は角落としによって、適宜注水を促す。ストック池は、現在の水筋を変えることなく、途中に溜まりをつくるものであるため、流れ自体に大きな変化はないと考える。なお、ストック池4の設置位置は、現在既に水が溜まっている場所である。	水質は、落葉・土砂等の堆積による水の停滞によって悪化する可能性がある。しかし、このことはストック池についてのみでなく、水路等の水が流れているところ全てに共通する課題である。そのため、今後は運営組織と協議しながら適切な保安全管理を行っていくことが重要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック池5は水田復元の試行と併せて検討してほしい。 	ストック池5は、水田等の耕作時に必要な水を供給する役割も備えている(基本設計(案)、p27)。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の場所としては、モニタリングによる精査を前提に、基本設計案の御所谷の中央だけでなく、カヤネズミの生息域とされている場所も含めてほしい。 		整備にあたっては、一部試験施工に対するモニタリングを行い、その結果について運営組織と協議しながら今後の実施設計に反映させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・室ヶ谷の通称「洗い坂」は、湿潤の常態化による足場の悪化が続き、くさり場とするだけでは不十分で危険もあるため、排水路・階段等の設置、もしくは迂回路の整備も含めて検討してほしい。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・七里ヶ浜からの入口周辺への簡易トイレ、道具の格納のための倉庫等を設置してほしい(浄化センターの構内入口付近)。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー周知を促すため、「規制サイン(制札板)」や「きっかけ板」などに、利用上の注意や規制を掲示する。 	基本設計(案)において、きっかけ板は「利用者に自然環境の保全に対する意識を芽生えさせるきっかけづくり」のためにも設置する(p33)。そのため、利用者への規制や注意といった掲示も含まれる。	サイン(制札板・きっかけ板等)の内容等に関しては、運営組織と協議し決定していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟は、会議室および更衣室(とくに女性用)などの当初からの併設を再度要望する。 	基本設計(案)において、「管理棟は、基本計画に基づき必要最低限の管理運営が可能な機能と規模で計画を行った。なお、実際の運営で不具合が生じた場合、管理棟の周辺の空間を利用し、ボランティアの事務所や倉庫など増設する」(p46)と示している。	増設等に関しては、今後運営組織と協議しながら、検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「保安全管理計画」における注目種の位置づけを明確にし、施設計画(動線・橋・護岸等)において、注目種の保全に関するモニタリング及び施行上の配慮点を示す。 	注目種とは「計画地の各自然環境(水中・水辺・草地・林縁・樹林)を代表する種」であり、計画地の各自然環境(水中・水辺・草地・林縁・樹林)に生息するこの6種の生息環境・生活史を調査し保全することは、計画地に生息する他種の網羅的な保全につながる(基本計画、p7)。また、本設計において、施設整備の際のモニタリングは、「実施前の現況調査」「実施中の調査」「実施後の事後調査」を連動して行うことが重要である(基本設計(案)、p62)と示している。	基本設計(案)のp18に、『施設整備の際のモニタリングは、「実施前の現況調査」「実施中の調査」「実施後の事後調査」を連動して行うことが重要である』を追記する。なお、橋・護岸等の施行に伴う自然環境への配慮点は、注目種(水生生物等)の保全、エコトーンの保全等である旨を追記する。

項目	意見の概要	基本構想・基本計画・基本設計(案)において明示	対応方針
保全管理計画	・保全管理計画は、「樹林地・湿地の保全管理計画図」でのゾーニングだけでなく、谷戸ごとのゾーン区分やゾーン方針に基づいて計画する。	基本構想・基本計画・基本設計(案)いずれにおいても、施設計画、樹林地・湿地の保全管理計画などは、自然環境の保全に配慮しながら必要に応じたゾーニングを設定し計画している。	ご意見については、左記のとおり対応している。
	・「既存植生に基づいた保全管理」の文の最後に、「『運営組織』と連携をとりつつ、当地の伝統的な里山管理の方法を取り入れるなど、生物種の保護を視野に入れた多様な保全管理の取り組みを行う。」という、文章を追加してほしい。	基本計画において、運営組織の構成は、「計画地の活動団体」「土地所有者」等を考慮している（基本計画、p40）。そのため、計画地で行なわれてきた管理手法は、運営組織によって継承されると考える。	保全管理手法の設定にあたっては、モニタリングを行い、その結果について運営組織と協議しながら今後の実施設計に反映させる。
	・「『運営組織』と連携をとりつつ、当地の伝統的な水田耕作や水路管理の方法を取り入れるなど、水辺の生態系保全に向けた多様な取り組みを行う」という文を追加してほしい。		
	・「樹林地・湿地の保全管理計画図」は注目種の分布を的確に反映する。	「樹林地・湿地の保全管理計画図」に示した注目種の分布図は、「鎌倉市自然環境調査報告書（平成15年、慶應義塾大学SFC研究所）を基に作成し、これを基に基本構想・基本計画・基本設計(案)を策定した。	生息地・分布等が変化していることについては、今後運営組織との協議、モニタリング等を行いながら明確にしていきたいと考える。
	・ホトケドジョウの生息地は、時を追って変化しているため、現在の図面とは異なる場所がある。		
	・保全管理の作業単位として集水域に基づいたゾーニングを行い、竹ヶ谷の保全ゾーンについては水系全域を「保全ゾーン」とする。	「樹林地・湿地の保全管理計画図」の各ゾーンは、基本計画において、現存植生・集水域・注目種の分布や生活史等の「自然環境」、上位計画・歴史性等の「社会環境」等の要因を踏まえて設定している（基本計画資料編、p2-28）。また、「竹ヶ谷の森ゾーン」の水系は保全する計画としている。	集水域ごとの保全管理手法は、モニタリング結果等を踏まえて、実施設計の段階で決めていく（基本設計(案)、p62）。
	・注目種の保全管理は、注目種のための個別のゾーニングを行う。	「樹林地・湿地の保全管理計画図」において、注目種それぞれの個別の保全ゾーンは、設定している（基本設計(案)、p55）。	ご意見については、左記のとおり対応している。
	・「樹林地・湿地の保全管理計画」の保全管理手法の設定は、「現存植生」を「目標とする植生」に向けた手法となるよう計画する。	計画地の樹林地・湿地の保全管理は、「現存植生」を「目標とした環境」にするための手法やゾーニングを計画している。保全管理手法の選択は、基本計画の「現況の把握（補足調査）」を行い、「課題の抽出・方針設定」を行い、将来像である「環境目標・保全管理の目標」を設定した。そして、設定した「環境目標・保全管理の目標」とするため、現存植生を踏まえた「保全管理手法の選択」という順序で計画している。また、「樹林地・湿地の保全管理計画図」における各ゾーンについては、「現存植生」「過去の土地利用状況」「地形」等を踏まえて設定している。基本設計では、さらに「湿地」「草地・畑地」「ウルシ林」「御所谷の桜の古木」等の保全対象を絞った管理手法を示している（基本設計(案)、p58以降）。	
	・水系の保全管理の項目をつくる（内容として、水系のモニタリングはもとより、水質の改善・水生生物の生息環境の保全・湿地や水田への水の供給の確保・各種施設の施行における留意点がある）。	注目種や湧水・集水域の保全、水質の改善（浄化池）等の保全管理を行うことは、計画地の水系の保全につながると考える。水質の改善（基本設計(案)、p31）、水生生物の生息環境の保全（基本設計(案)、p65）、湿地や水田への水の供給の確保（基本設計(案)、p27）、施設整備の際の留意点（モニタリング）（基本設計(案)、p62,63）については、それぞれ示している。	保全管理は、モニタリング等を行い、その結果について運営組織と協議しながら決めていく。
	・モニタリングは、個々の施設計画・保全管理計画に組み込み、「対象の設定」→「事前モニタリング（目標の設定）」→「施工中モニタリング」→「事後モニタリング（作業の効果の評価）」という構成にする。	施設整備の際のモニタリングは、「実施前の現況調査」「実施中の調査」「実施後の事後調査」を連動して行うことが重要である（基本設計(案)、p62）に示している。また、個別モニタリングにおいてそれぞれ「整備前」「整備中」「整備後」の調査・評価が適切な整備・保全管理を行うためには重要と示している（基本設計(案)、p68）。	
	・各種モニタリングにおいて、市民の活動成果を有効活用できたり、情報交換が行える場を設ける。	モニタリングのフロー（図.VI-2-1）で、モニタリング調査による結果は、有識者・学識者等からのアドバイスを受けつつ、シンポジウム・学会等で公表できるような仕組みとなるよう示している。	
	・モニタリングには、学校関係者（地元の中学、高校の先生・学生）の参加を図ってほしい。		
・保全ゾーンが設定されている注目種については、モニタリングを含む保全管理の項目を計画する。	注目種のモニタリング及び保全管理項目は、基本設計(案)において、それぞれ示している（基本設計(案)、p56、65～）。		
・外来種をモニタリングの保全管理の項目に含む。 外来種の例としては、以下の種がある。 →水田跡で分布を広げるアメリカセンダングサ、オオバタクサ、セイタカアワダチソウ →水系のアメリカザリガニ、メダカ →タイワンリス、アライグマ		外来種については、分布・生態等の調査を行った上で、計画していくことが課題となると考える。また、外来種の対策については、運営組織と協議しながら行う。さらに、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成17年6月1日施行）で指定された外来種については、適切に対応したい。	
・環境目標を策定する手順を示してほしい。	基本計画において「現況の把握（補足調査）」→「課題の抽出・方針設定」→「環境目標・保全管理の目標」→「保全管理手法の選定」という順序で設定している。	モニタリングの前提条件として、左記のフローを追記する。	

項目	意見の概要	基本構想・基本計画・基本設計(案)において明示	対応方針
概算工事	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を明らかにしてほしい。 	概要版には示していないが、基本設計(案)の本編では、概算工事費を示している(p70)。	ご意見については、左記のとおり対応している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・竹ヶ谷の森ゾーンの湿地は乾燥化が予想されるため、洗堀のかさ上げ、広く緩やかな流水面の確保等対策を考えてほしい。 	広く緩やかな流水面の確保等は、現在の地形の大きな改変にもつながる。また、湿地の確保は、水路からの染み出しのみによって、創出されるものではなく、樹林地や集水域の保全によっても確保できる。	洗掘されている場所については、順次対応していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物の盗掘が発生しているため、その対策を行ってほしい。 		具体的な対策については、運営管理の中で対応していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・野生化した猫や猟犬の放し飼いへの対策を行ってほしい。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内での火気は禁止してほしい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市林の歴史的遺跡として、中世土木遺構を保全し、説明版を設置する。 		文化財保護課の見解として、「発掘調査を実施しないと確かなことはいえなため、中世土木遺構の具体的な説明版を設置するまでの熟度には達していない」とのことである。ただし、歴史的な事象等についての説明板は、運営組織と協議しながら設置していく。	